個人市県民税の納付は給与から

愛知県では、平成24年9月、県内全市町村による「愛知県個人住民税特別徴収推進協議会」 を設立し、個人住民税の特別徴収推進強化「あいち2012」宣言が採択されました。

清須市においても、愛知県と協力し個人住民税(市民税・県民税)の特別徴収を推進しています。 特別徴収の実施について、事業主の皆さまのご理解とご協力いただきますようお願いします。

【特別徴収とは】

事業者(給与支払者)が所得税の源泉徴収と同様に毎月従業員(給与所得者)に支払う給与から従業員の市県民税を徴収し、納入する制度です。

地方税法第321条の3、第321条の4及び清須市税条例第45条の規定により原則として 給与所得に係る個人住民税を特別徴収することが義務づけられています。

【特別徴収の対象になる方】

前年中に給与の支払いを受け、かつ、当年の4月1日に給与の支払を受けている全ての従業員(パート・アルバイトを含む。)

【特別徴収の対象にならない方】

- 退職者
- ・2つ以上の事業所から給与の支払を受け、他の事業所で特別徴収が行われている場合
- 毎月の給与支払額が少なく、市県民税を特別徴収しきれない場合
- ・給与が毎月支給されない場合

【特別徴収の仕組み】

1 給与支払報告書の提出

事業者(給与支払者)は、1月1日現在清須市に住所を有する従業員の前年度の給与支払報告書を1月末までに市役所へ提出します。

2 特別徴収税額の決定

提出された給与支払報告書等に基づき従業員(納税義務者)の個人住民税を市で計算し決定します。

3 特別徴収税額の通知

清須市から特別徴収義務者(事業者)に特別徴収税額の決定通知書、納付書、関係書類等を 送付します。

- ※ 特別徴収義務者は、送付された特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用)を従業員の方に配 布してください。
- 4 個人住民税額の徴収(給与天引き)

特別徴収義務者は、送付された決定通知書(特別徴収義務者用)に記載された月割の税額(6月から翌年5月まで)を、毎月の従業員の給与から差し引きます。

5 個人住民税の納入

特別徴収義務者が、従業員の給与から差し引いた個人住民税額を指定された金融機関に納入します。(納付期限は翌月の10日となります。)

【特別徴収にすると・・・】

- 1 税額の計算は市町村で行うため、所得税のような税額計算や年末調整をする必要はありません。
- 2 従業員の方が金融機関へ納税に出向く手間を省くことができます。
- 3 年12回払いなので、年4回払いの普通徴収に比べ、1回あたりの負担が少なくてすみます。
- 4 従業員が常時10人未満の事業者の方は、申請により年12回の納期を年2回とする制度もあります。

【やむを得ない理由で特別徴収を行うことができない場合】

やむを得ない理由で特別徴収を行うことができない場合は、特別徴収を行うことのできない理由書(下記)を提出してください。

※ 理由書を提出された場合でも必ず普通徴収となるとは限りません。

特別徴収を行うことができない理由書

清須市役所総務部税務課市民税係 宛

給与支払者名	
所 在 地	
電話番号	
担当者氏名	
◎特別徴収を行う	うことができない理由(具体的に記入をお願いします。)

(注意)

- 1 上記記入欄の全ての項目について記入をお願いします。
- 2 従業員が次のいずれかの要件に当てはまる場合を除き、原則従業員の個人住民税を普通徴収とすることはできません。
 - (1) 退職者(3月末日までの退職予定者を含む。)
 - (2) 給与の支払いが不定期の方
 - (3) 2箇所以上から給与の支給を受けていて、他の給与から特別徴収されている方(乙欄適用者)
 - (4) 特別徴収税額が給与から引ききれない方
- 3 「事務員がいない」、「従業員の出入りが多く事務が煩雑」、「本人が普通徴収を希望」 等の理由では普通徴収に切り替えはできません。

【郵送の場合】

 $\mp 452 - 8569$

愛知県清須市須ケロ1238番地 清須市役所税務課 市民税係

[FAX]

052 - 400 - 2963